も言っておられたが，これはおそらく痩果を噛みつぶしたためだろう．映像中では述べられていないが，現地の人達が食べているからこそ，気軽に口にする気になれたのだと思う．われわれでは「食べられる」と言われても，こうはできそうにない．

著者の一人鈴木は，東ネパールのWalunchung Golaで本種をみつけ，さく葉標本を作った残りを捨てたところ，村人から，これは毒で家畜が食べるといけないから，そこらに捨てるな，と注意された．ひとつの植物が有毒かそうでないかを知ることは，そんなに簡単ではないようだ．中国で出版された文献には，毒性について記述したものは少なく，ただ陳（1988）には“有大毒”とあった．そうすると本種の分布域の中頃のミャンマーのものだけが無毒ということになり，果実の色とともに，成分的にたいへん興味ある地域分化の問題が発掘されたことになる．ついでながら，Sprague（1913）は「本種は栽培し易く，…庭園植物に適当である」と記している．毒性の有無について認識があったのだろうか？

貴重な資料を下さった尾崎　隆氏，および連絡先についてご教示いただき，またビデオテープ分与でお世話になった株式会社トムスコに謝意を表する．西ネパールの産地の情報と写真を提供していただいた御影雅幸氏，文献関係でお世話になった大場秀章氏，天野誠氏，山崎　敬氏に御礼申し上げる．

追記－1997年9月に国立科学博物館の門田裕一氏が西ブータンで観察したところでは，偽果は透きとおるような淡いオレンジ色であった．同氏の情報提供に感謝する．

A photograph of ripe fruites of *Coriaria terminalis* was taken by Mr. Takashi Ozaki at Lasangdon, E. foot of Mt. Hkakaborazi, N. Myanmer, alt. 2900 − 3200 m (Fig. 1). The picture shows that the pseudocarp is red, neither yellow nor black. Mr. Ozaki and his family, including their children, proved by their own experience that the fruits are edible without any noxious effect after taking fair amount, while the species is known to be poisonous in China and Nepal. The western-most locality of *C. terminalis* var. *xanthocarpa* in Dhawlagiri Zone, W. Nepal is newly reported here (Fig. 2).

参考文献

Grierson, A. J. C. and Long, D. G. 1991. Flora of Bhutan, Vol. 2, part 1, Roy. Bot. Gard., Edinburg.
Hara, H. 1966. The Flora of Eastern Himaraya p. 186.
Hemsley W. B. 1892. in Hook. Icon. Pl. t. 2220.
大場秀章 1993．ドクウツギの分類と生物地理．遺伝（裳華房）**47** (9): 39-43.
Rehder A. and Wilson E. H. 1916. Pl. Wilson. **2**: 171.
Sprague T. A. 1913. in Curtis's Bot. Mag. t. 8525.
陳　嶸 1937．中国樹木分類学: 64.
陳　沢映 1988．四川植物誌 **4**: 114.
邦　勉，閔　天祿 1980．中国植物誌 **45** (1): 65-66.

([a] [redacted] Koganei-shi, Tokyo 184.
小金井市 [redacted] [b] Botanic Garden, Tohoku University, Aoba-ku, Sendai-shi, Miyagi 980-77.
仙台市青葉区川内東北大学理学部付属植物園)

新　刊

□大橋広好（訳）：**国際植物命名規約（東京規約）1994.** 248pp. 1997. 津村研究所，阿見．￥2,500（消費税込み）．

待ちに待った東京規約 International Code of Botanical Nomenclature (Tokyo Code) 1993の翻訳版がついにでた．ベルリン規約1988の翻訳版と同じ訳者，発行所である．ベルリン規約の訳が出たのは1992年，先の第15回国際植物科学会議が1993年であるから，規約が採択されてから訳本の出版まで，やはり同じく4年かかっている．一度翻訳しているのだから今回は直ぐに出るだろうとの大方の予想に反してこれだけ時間がかかった一番大きな原因は東京規約がベルリン規約から大幅に変わったことにある．これは序文及び訳者あとがきに記述されているように，配列が大幅に変わり，また内容も大きく変わっているからである．もう一つの原因は，本書に対する訳者の情熱，あるいは別の見方で言えば「こだわり」であろう．ベルリン規約の訳書と原

文が同じ項目でも全て訳をもう一度検討したとのことである．実際，「てにをは」はもちろん，訳語，文章構成においてかなり修正があって，分かりやすくなっている．命名規約はいわば「法律文」で我々が通常接する科学論文とは全くスタイルが異なるが，それを正確に日本語に置き換えることは，英語力に特に秀でている訳者にとっても容易ではなかったことをベルリン規約の翻訳の時に痛感されたようで，今回は時間をかけて更に吟味を加えたようだ．

命名規約の大切さは我々分類学に携わっているものには自明のことではあるが，それが分類学者の専売特許ではないし，また分類学者だけが分かっていればよいことでもないことも本書を出版するにあたっての重要なファクターである．しかし命名規約は実際には取っつきにくいし，難解であることも事実である．わが国の大学における植物学教育では命名規約についての講義というものがほとんどなされてこなかった．私自身も全くそのような教育は受けていないし，他の方もほとんどがそうであると思う．分類学の研究室を出られた方は先生からマンツーマンで一部手ほどきを受けたこともあろうかと思うが，多くの方々は新種の記載や組み替えなどをやる羽目に陥って泥縄式に勉強したとかがいえることではないだろうか．大橋先生は大学院の講義で命名規約を開講しておられ，その意味で東北大学の学生諸君は実に恵まれているが，先生自身，訳本の出版と講義開講との両輪で命名規約教育が初めて十分な効果が上がると考えておられることだろう．講義を受けるチャンスのないものにとっては本訳書は命名規約理解の大きな武器となる．

本書は序文と若干の付記のあと，前文，第Ⅰ部　原則，第Ⅱ部　規則と勧告，第Ⅲ部規約改正のための規定，付則Ⅰ　雑種の学名，学名索引，事項索引，植物命名法用語集，そして訳者あとがきで終わる．原著には付則がⅠ～Ⅴまであるが，Ⅰ以外は多くの方にあまり関係がないとの理由で東京規約の訳書でも省いてある．事項索引はベルリン規約の訳書同様，日本語のあとに英語表記が付いており，原語を見るのに便利である．そして，ベルリン規約の訳書と違って，一つの見出し語の中に小項目と細項目を記号を違えて列挙していて，大変調べやすくなった．その次の植物命名法用語集は訳者の全くのオリジナルなものである．これは訳者が訳出及び訳語の選択に当たって大変苦労されており，この用語集はその苦労の過程から生まれてきたのではと推測しているが，本書を利用するものにとっては大変助かるものである．

訳者があとがきでも言っているように，本書は我々が命名規約を正確に，よりよく理解するためには必須なものであるばかりでなく，学名を扱わざるを得ない植物分類学とはちょっと離れた，周辺の様々な分野のひとたちにとっても「学名」とはどのように「生きている」ものなのかを理解し，正しい学名の使用に対するたいへん良い指針となる．そして，そのような「現実的」な効用の他，この訳書を読んでいて，あ，これは「読み物」としてもなかなか面白いものだ，と思った．とくに実例や付記がある項目ではリアリティがあって，なかなかである．このように本書は訳書としては大変完成度の高いものであるが，ただ，欲を言えば，英和の事項索引，あるいは対照表があってくれたら，分類学関連の本や論文を読む上で，更に役立つものになっていたと思う．というのは，文部省の学術用語集（植物学編）にはこのような言葉はほとんど採録されていないからである．それにしても津村研究所がベルリン規約の訳書と同様に，本書を大変廉価で提供してくれたことには大いに感謝する．

思い起こせば1993年の8月下旬，第15回国際植物科学会議（IBC）の本会議に先立って，あの横浜の国際会議場で5日間にわたって開かれたNomenclature sessionで熱心に検討を重ねた結果が東京規約である．私は当時日本植物分類学会の庶務幹事をしていたので学会主催のパーティをセッション最終日に設定し，IAPTのNicolson会長を始め，本規約の立役者のGreuter博士や彼と激論戦わした人たちと友好的な楽しい一時を過ごしたのを覚えている．そしてこのセッションの終わるのを待っていたかのような翌日の直撃の台風はIBC参加者の心に東京規約を強く印象づけたことだろう．　（鈴木三男）